

內外新報字類

寧
59
1



8
9
1

內外新報字類

第一号上全
才四部万傳

定價八分

複

内外新報字類 頁才一四号

○才一号の表目表

洞練 てうきん

海軍先鋒 かいぐんせんぱう

登龍膽 とうりゅうたん

麾 ひ

金襴袴 きんらんばかま

相携 あいであそび

隊長 たいがう

同しくうら

雜蒙 ざつもう

指揮 しき

宿陣 しゆくちん

退陣 たいちん

陣營 ちんや

旅篋 りくせつ

兵器類 へいきるい

大正二年五月廿一日
長谷川誠也
印



日しく二枚め

装鉄船 そらてつせん 装束のついでにせん

亞米利加 あめりか 亜米利加

着帆 ちやくせん 帆をかける

款待状 たんそくじやう 款待の状

款頼 たんごん 款待の頼

恭順 きゆうん 恭順

勅使 ちよくし 勅使

潜門 ひそかど 潜門

祭駕 まつりか 祭駕

日しく一枚め

皇帝陛下 てんてい 皇帝陛下

和蘭國 わらんこく 和蘭國

藩籍 はんせき 藩籍

接遇所 せつぐよ 接遇所

瑞西國 ずいせいこく 瑞西國

陸地 りくち 陸地

停港 ていこう 停港

滞留 ちりゅう 滞留

英吉利 えいぎり 英吉利

日しく二枚め

交際 かうさい 交際

履形 りやうがた 履形

奉裁 ほうざい 奉裁

櫻 おう 櫻

悖 はい 悖

國難 こくなん 國難

醸成 じやうせい 醸成

典刑 てんけい 典刑

暴殄の事業 ぼうてんのじぎやう 暴殄の事業

日しく一枚め

十又 じゅうまた 十又

圍 い 圍

警衛 けいゑい 警衛

命 いのち 命

辱 はじ 辱

達敵陣 たつてきじん 達敵陣

聖旨送奉 せいしやうじゆほう 聖旨送奉

皇慈 こうじ 皇慈

寛大 かんた 寛大

日みねのつづき

藝 かき

素 もと

教戒 きょうかい

風説 ふうせつ

懇願 こんがん

○才二号のまね月

物産 ぶつさん

孫承 そんせい

後途 こうと

揭示 けいじ

塗滅 とめつ

大改官 たいかい官

布令 ふれい

相掲 さうけい

偏境 へんけい

王政一新 おうせいしん

鯨 くじら

寡 くわ

孤 こ

樽 たる

轉任 てんにん

興法統隊 きうほつとうたい

精銳隊 せいゑたい

彰義隊 しょうぎたい

免状 めんじょう

不詳 ふじょう

日じく式ね月

取除 とりぞろ

永年 えいねん

獨 ひとり

廢疾 はいしつ

悃 こん

惡業 あくごう

定章 じやうぢやう

日じく三ね月

制禁 せいぎん

不審 ふしん

静寛院宮孫 しやうかんいんみやうのまご

料理 りやうり

日じくはねめ

懸斗田 かしち

給仕 きゅうじ

所喜 みやま

公卿 くぎょう

○赤之尾のまねめ

忍 おし。水戸上流度の城

藩 はん

信の鼻 しのび

羽生宿 はぶせ

櫓 やぐら

企望 きぼう

日じくはねめ

菅居 すがい

号 ごう

遠南 とんな

結城 むすき。水戸度の城

壬生 みぶ。高尾度の城

館林 たんでん。秋元度の城下

坂地 さかち

傲作 あうさく

交易 かうぎ

向坂 むかしばた

日じくはねめ

留所 りゅうじょ

和隊 わたい

敵覚 てきかく

下落 げらく

日じくはねめ

進軍 しんぐん

月

送入 おくりいれ

操 さう

蕨 わらび

振合 ふるあひ

莫大 もくだい

日じくはねめ

難保 なんぽ

戦卒 せんそく

須坂 すさか。極度の城下

横 よこ

日めねめのつづき

抗命 こうめい あつめい

殊御 しゆご あつご

悔悟 くわいご くわいご

生霊 せいりやう せいりやう

陰炭 いんたん いんたん

従末 じゆうま じゆうま

仍状 じやうじやう じやうじやう

罪魁 ざいけい ざいけい

降留 かうりゆう かうりゆう

忌諱 きご きご

管業 くわんぎやう くわんぎやう

嗣延 しゆえん しゆえん

宣布 せんぷ せんぷ

裁判 さいばん さいばん

○寅巳号のをねめ

二本松 にほんま にほんま

脱走 だつそう だつそう

舍藩 しやはん しやはん

止宿 しじゆく しじゆく

宇都宮 うつのみや うつのみや

日づく紙ねめ

互退 たひたい たひたい

掃除 そうじ そうじ

逼寒 ひつかん ひつかん

重罪 じゆうざい じゆうざい

寛典 くわんでん くわんでん

裁件 さいけん さいけん

出奔 しゅっほん しゅっほん

岩科 いんか いんか

日づくらぬめ

宥 あぶらめ

執居 ちつぎよ

役所 えきしろ

内門 ないもん

日づくらぬめ

援本 えんぽん

天璋院様 てんしやういん

不例 ふれい

於縁 おのり

大惣督 おほそうとく

正親所 ただしんじよ

日づくらぬめ

會計所 けいけいじよ

蒲原 はらげん

津和野 つわの



內外
新報
別集

第一號

定價二角



五

內外
新報別集第一號

慶應四年四月

○總裁職

三品 有栖川帥熾仁親王

○副師

從三位 三條前中納言實美卿

從三位 岩倉三位具慶卿

○議定

一品 仁和寺純仁親王

二品 山階常陸太守晃親王

二品

聖護院雄仁親王

無品

華頂尊季親王

正二位

中山前大納言忠能卿

正二位

正親町三條大納言實愛卿

正三位

長谷三位信篤卿

東園右中將基敬朝臣

鷲尾侍從隆聚朝臣

尾張大納言茂德卿

越前宰相慶昭朝臣

山内前少將豐範朝臣

諫議大夫嶋津少將茂久朝臣

同

淺野少將朗長朝臣

同

毛利宰相

○ 泰與

西園寺三位中將公望卿

萬里小路左大辨宰相博房卿

橋本左少將實梁朝臣

烏丸左少將光德朝臣

正親町左少將公董朝臣

東久世前左少將通禧朝臣

大原左衛門督重朝

○助役

五條少納言為宗朝臣

柳原侍從前光

西四過太夫公業

長谷美濃權介信成朝臣

坊城三位中將俊政卿

穗波左京太夫經廣卿

荒川甚作

尾州

丹羽障太郎

越前

田中國之助

中根雪江

酒井重之丞

毛受鹿之助

後藤圓四郎

福岡藤作

神山左衛門

岩下左次右衛門

西鄉吉之助

大久保市藏

土州

薩州

藝州

辻 將曹

櫻井與四郎

久保田平司

土倉修理之助

土肥典膳

牧野權六

山田市郎右衛門

木戸準一郎

揖取素彦

長洲

備前

○
御書記

高倉三位永祐卿

滋野井左中將實在朝臣

同 侍從公壽朝臣

富小路前中將敬直朝臣

石山左兵衛權佐基正朝臣

岩倉侍從具綱朝臣

四條太夫隆平

坊城侍從俊章

沢 主水正宣種

岩倉太夫具定

橋本太夫実陳

松室伊豫

羽倉越中

松尾上野

鴨脚下總

○三職御用掛

松尾備後

鴨脚加賀

松尾但馬

松尾伯耆

中川對馬

吉田遠江

○參與候御用掛

松尾豊後

橋本安藝

鴨脚和泉

萩川備中

羽倉肥前

同 播磨

○金穀掛

○助役

戸田大和守

土山淡路守

渡邊出雲守

林 左門

木村東市正

城多圖書

沢村加賀守

○三職分課

○外田事務總督

三條前中納言実美卿

○海陸軍務會計事務總督

岩倉前中納言具視朝臣

○神祇事務總督

有栖川中務卿職仁親王

近衛新前左大臣忠熙卿

中山前大納言忠能卿

白川神祇伯資訓王

六人部雅樂

樹下石見守

谷森大和介

○内國事務總督

正親町三條前大納言実慶卿

德大寺中納言実則卿

越前大藏太輔慶昭朝臣

山内前少将豊範朝臣

辻 将曹

大久保市藏

田宮如昊

廣沢兵助

神山左兵衛

中根雪江

○外國事務總督

山階常陸太守晃親王

三條前中納言実美卿

東久世前少将通禧朝臣

伊達少将宗孝朝臣

後藤圓二郎

岩下左次右工門

○海陸軍總督

仁和寺純仁親王

岩倉前中將具視朝臣

島津少將茂久朝臣

廣沢真助

西郷吉之助

○會計事務總督

中御門中納言經之卿

岩倉前中納言具視卿

淺野少將朗長朝臣

西四辻大夫公業

片岡八郎

小原仁兵衛

○刑法事務總督

長谷三位信篤卿

細川左京大夫慶順

十時撰津

津田山三郎

○制度寮總督

鷹司前右大臣輔熙卿

万里小路右大辨博房朝臣

福岡藤助

田中用之助

三岡八郎

○大坂裁判所總督

醍醐大納言忠順卿

○大和国鎮撫總督兼内国事務掛リ

久我大納言通久卿

○兵庫裁判所總督

東久世前少將通禧卿

○大坂裁判所副總督

宇和島少將宗孝朝臣

○九州鎮撫總督兼長崎裁判

沢 前主水正宣嘉

○守衛士

和州 十津川

撰州 多田

○御支配

小堀數馬

角倉與市

○加茂川堤方

角倉伊織

○御作事方

中井主水

○御警衛

洛東百万遍

南御門

尾張大納言

蛸茶師

日華御門

土佐少將

公卿御門

阿波少將

朔平御門

安藝少將

猿ヶ辻

西六条

本願寺御門跡

堺町御門

越前少將

丁立賣御門

伊賀中將

蛤御門

長門宰相

中立賣御門

因幡中將

乾御門

薩摩少將

今出川御門

筑後少將

石藥師御門

彦根中將

清和院御門

加賀宰相

同

備前少將

寺町御門

肥後中將

○洛外御敬言衛

白川口
山中峠

本多主膳正

洛良雲母坂

分部若狹守

大原口

仙石讚岐守

鷹峯
丹波周山

青山右京太夫

東寺四ッ塚

市橋壹岐守

八幡橋本

加賀宰相

字治橋

藤堂佐渡守

伏見街道
東福寺前

加藤遠江守

三條口
粟田口

能勢

東寺四ッ塚

北條相摸守

丹波老坂口

松平圖書頭

西国口山崎

藤堂和泉守

○京都市中見巡役

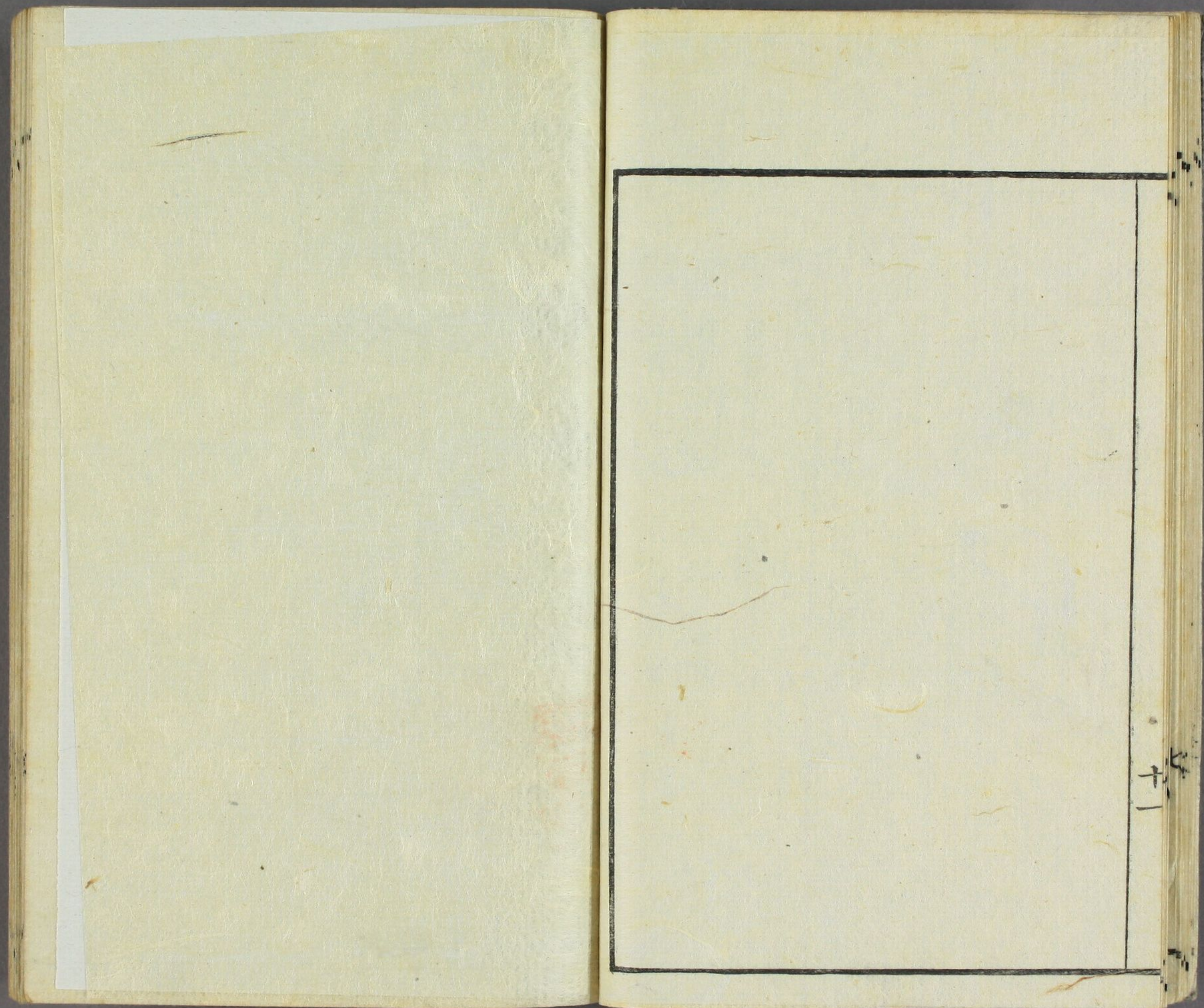
龜井隱岐守

小出伊勢守

植村駿河守

○見巡御加勢

加賀宰相



內外新報

第一號



定價八分

內外新報第一號

慶應四辰年四月十日

○
昨廿七日大原恭侍從教品川宿止着途中行列綢繅太
鼓及白地菊御所紋海軍先鋒等書紀有之御旗二流之每
龍騰發付小旗一本御馬上止年齡四十歲位立烏帽子
毫之腰之是氣地給子小神緝地金繡袴止着用此赤
一騎肥赤藤列筑後云士筒袖細袴紋牙筒相携隊長并
漆赤後人數二百人程足並隊打立止通行同日申下刻
所本陣止止著

一雜費小川南城真田刈谷与十五人指揮了品川高友
三月高陣有之同所出退陣日限江戸表以陣營以場
所未之故立以治定之上下出出執了而未分不中以
一以本陣去肉宗無能勝致付幕致白地回斷幕又張大原
亦待沒敵陣營之高札有之以高札相掛有之官軍之
家人數上下三百人程近邊旅籠屋宿陣之相成罷在
之家共玉藥之外去兵器類手當相見不中以大砲未成
相見不中以
右之通由以上
三月廿八日

一慶應三年七月廿六日小笠原賢藏岩田平作裝鉄船
采込亞米利加「コスボ」海軍所を出帆一同四年
四月二日横濱に着帆也

○四月二日内翰書

此度一橋教田安教以連名之江款状一橋教以持赤東
海道官軍大總督宮以方上以恭上且若年若大目付
以目付共同様為款預罷出也 上様以恭順以謹慎之
情誠意相顯以分与若寛大之 思召を以 清沙汰之
品以先降總督より 勅定を以可也 作出以返以作渡以

と分るを何れも此上兼ふ之清趣意厚く相守亦相慎以候
可致候

四月

○同日口觸書

勅使近日清府内へ清入之趣、分右兼込次第口通以筋
武家屋敷溜門引寄急度より以多一諸事物静ニ慎ニ居
物見々間敷張、之候家来未々迄、書中分垂候相致候

○四月三日口觸書

明四日抄原教摺奉教六半時池上口参駕 清城入有之
一清道筋往來差留且屋敷町至共先達与相達以通格別

礼節を尽し不致之儀、之相て相心得候

一清席に携り候面々其口門番之向者服紗袷麻上不着
用可致候

○口通筋

品川口小休之由二田通赤羽根橋西久保天徳寺迄口支度
支分虎清門櫻田清門清入城

○館内口張出シ口寫

今般 王政清一新ニ分 朝廷之條理ヲ述ハ外國口交際
之儀ニ 作出諸事於 朝廷直ニ以取扱之為成萬國之法
以テ條約口履行ニ在候ニ分々全國之人民 叡慮ヲ奉

載一心得遠之相立 作付の自今以後櫻、外國人ヲ殺
害一或不能法之新業亦致之者也 朝廷、情リ
清國難ヲ醸成一の爲已あるに一旦 清文際ニ 作出各回
一對一 皇國之 清威信も不相立次第其以不屈至極
之儀ニ身其罪之輕重ニ隨ひ士分之者と雖削士痛至當
之典刑可被處の条銘之奉 朝命聊暴行之新業之相
今度被 作出の事

三月

○長應寺表門の張出の寫

日本在和蘭國 ミホルチーキアケント
兼ヨシシテセ子ラール

日本 皇帝階下之軍隊士官歩卒等ニ布告也

當長應寺ニ日本ニ在和蘭國ニホルチーラアケント兼ヨシシエ
セ子ラール宿所にて其内諸具を委く同人之所有なる故
別段之免許なくして當寺ニ入庫し理合受けつゝて之
を爲し當宿寺ニ在る諸具委く記して藩藩にあり若紛
せらる事何れハ日本政府より同人之爲に是を償ふ

千八百六十八年第四月

横濱印

日本在和蘭國ノ ホルチーラアケント
兼ヨシシテセ子ラール

高輪接遇所英館滞在トウ四月三日第一時頃横濱表

船が滞れり

三田正泉寺滞 在瑞西國公使外士官二人四月四日第二号過
横濱表の陸路帰港を未タ士官一人滞留せり

○
モルレーシ著英吉利小文典後編発兌せり

○
甲府勤士の内佐藤後河守外九人ハ徳川家へ歸り鳥居
敬之丞大河内十を吏外一人ハ判髪して 皇居とあり
○坂邊大藏加藤重三郎外一人ハ行方を知らぬ總て
皇居とありたるもの二百俵餘ハ當分之内十口を給り

三百俵餘ハ十五口を給えり ○其他 皇居とありあり
ものハ関東追討の先鋒を命せらるゝに依り頻りに懇願
し圍よて三十人出陣し途中に於て猶又款頼せらるゝに依
り十人宛を別々に甲府口くの口警衛を命せらるゝ之ハ
加列甲府を襲ふの風流ある故なりといふ

○四月五日

上意之口書付寫

昨日以 勅使別紙之通知 仰渡有之恭順謹願無二
念之隨辱も達 獻聞 皇怒之餘蒙寛大之口沙汰の賜
實似難有仕合ひ素か一同に於き 聖旨遵奉下致ハ中

迄も至之の得共若心得遠之者有之の事不相礙の右
老兼之相違置の事との今更教戒の事不及儀の得共
猶又厚く相心得 敵者遵奉可致の事

○

四月一日歩兵差國役頭取並戸田嘉十郎撥兵頭並
同日勤仕並寄合伴野炊六郎本多孫之助寄合將英
同日市中取締役松本直一席山目付左衛門

內外新報

第二號



内外新報

寛永年間、佛蘭私國始めて新聞雜説を集めて刊板せし
一示未此度大に行われ諸州との新聞局ありさる処
るき及ひ江戸に於ても中外新聞板行ありてより夷
意隔絶の異変を知り四海の善言を索り頗る方今時勢
の利益あり然りと虽も横濱新聞の譯の如きは省畧し
たり其多く又遺憾ありしや依て此度會社を定め新聞
ハ得るに從て之を譯し如之内外の布告及び選任轉職
等を洩さず記載し又廣く異論異説を集め内外新報
と題し以て會社日用の便に備ふ

新報ハ速ニ刊行を要する事と主とせらるる故ニ猶缺漏
多き事一も亦々於四方の君子若一一新報を聞クハ幸
ニ寄贈して遺洩を補ヒ給ふヘ一

慶應四辰年四月

會社執事

内外新報第二號

慶應四年四月十三日

○四月五日ハ觸書 二通

此度被 作出ハ 勅定之教ハ拜兼ニ成ルニ付 上條來
ル十日ハ茲途水戸表ハ此為 入ル此後向クハ可仕相
違ハ

○

昨四月 勅定之教ハ付 津城内ハ標英ハ多門且ツ
津教諸級所早ク取片付來ル 九日ハ同付ハ引渡テ此中ハ
但津門者英ハ廣後勅書之向キ來ル 十一日明書迄

下江相儀小事

右之報向く早くて江相違ひ

四月四日奥信流隊中根禁次郎精流隊を命せらる

同六日若年寄今川刑部大膳内願之報最有之付以後

済免 同七日彰義隊組頭菅沼三又扁同並を命せらる

近頃會津城内 天守を修復せんとして古金七十万兩

程を提出したりとり又國內へ芝居二ヶ所控女屋二

ヶ所を免済ありたりとり風流あり不詳

○二月十六日 大政官より後駕

諸國之為札是迄之分一切取除けい多し別紙之條に改む

揭示被 作付の自然風雨之多少字章未塗減の者ハ速

廻替中事

組定之札ハ永年揭示に 作付の是札之儀ハ付之

所布令の付退白取除之 所沙汰に有之為所布令之

儀有之ハ節を覺札を以揭示て是の付の付退に相掲

げ編境に至して 朝廷所沙汰筋之儀兵部に可付

相心得小事退白 王政所一新後揭示に相成り分

定之札之後ハ尚分揭示被至中事

三月

○第一札寫

一人あるもの又倫之道をいふこと無き事
一 釋家孤獨廢疾のものに憫むべき事
一人を殺し家を焼き賊を盜むこと悪業ある事
大改官

慶應四年三月

大改官

○第二札寫

定

何事によらばよろしかりき事に大勢中合ひ紙と

とうとうとあるへとうとうとうとあると稱くひ事合ひごと
ぶらぶらとひあるひも中合世居所村をたちのたひ
をとうさんと申す堅く清法度より若右類と依これ
らひあるき節の役所へ申出登し清なりひ下さる無く
事

慶應四年三月

大改官

○第三札寫

定

きまいたん物家門より依り堅く清制禁たり若し不審ある

乙

その考之ハ至第の役所へ申出願し請わうひ下さるる
く申

慶應二年正月

大政官

○正月三日内侍書江の市給書

同日於系殿格を殿入城又付

辭寛院宮格より法料理つるまされひる吸結麻上下
長利西丸へまかり出内給仕とぞひおつとめらる
るくひ

辭寛院宮格内侍用人内給仕おつとめひる法せらるる

くひりつとも製斗内用をこのり

一 日茶給仕七ヤに又せ給めらるるくひり

○京於三月廿三日の末状

一 去る三月廿一日雲の上刻 沙先系地を田之を申
しとおるる辰の上刻

禁裏様所内ひくきよおあり西六條西小やきみ八
たきとまり廿二日由ま口岩西とまり廿三日大坂
へ由ま供方公卿諸大名を半あつびり内女中その
外

所折向のころは内立をいとおありいよつと高地

をふけぐさみーくお威大坂よりいづきへ
河津とあありいや一向おまううは河津又の関東平
空のうへち

河津系との河津は又河津の町うと風守よの河津立を
らひ又相ありい上ち京地焼たしひ又ありいあどち
居いをふけぐさみ死のうに河津の

河津改尾張元千代極毛利長門守極そのわう河大各
致志は河○河津守河わがかり二條上る加河極三條
よま河條まぐ薩河極河條上る河河極あり

內外新報

第三號



定價八分

内外新報第三號

慶應四年四月十五日

○四月九日武藏野家來々の來状寫

仲仙乃鴻の巢岩羽生岩高分の内主人へ此方づけと
信付い右又付羽生岩此陣をへ高家人救休息として
遠入いところ

官軍沙人救よりいさやうのりけあく遠入い我と信
る孫又付おと中作おたきざる梅舎又付高家藤丹羽
藪と中由の切腹い〜こせよと〜中〜事か〜相
立中上考謀大よへ大砲向けられ其以を扱する守中

家内の者どもおどろき入りやう是是又時白よりひ
らきお海に百葉箱おどやうお海に何分この後
の一件を一同思入いぢう至あてお同家の由事よせ
あは小陸を第への

官軍涉野内にはお位よりお運入りの板子よせあは風
少くお山よお産いへどもと至るざるものよお産
いあま入あまお大産あて取よ大坂表へ出陣のころも
病中切らうお坂よお取よつて退くおづらうく相成
ははらあうくお産あまお取よらう家中一同大お産仕居
やは其とを年引つづき大さうのお入りよ付務に向大

難治よ付家中へ渡り来もきり支へ去かるよ今般
官軍涉利あて板橋寄へ白葉を万儀附おく至終
仍付是又

天子振涉利向きり支へいらくお家督あもおかき
至いよ付家中へ相りくさばらも大切と 所用向
とねらるゆきりあ申よお産あて取かきあらう今
般涉通めよ付寄るあらうも同ドみちお産らうお取
いらくお産あまらつらへお産のやうきはとてあはか
ひあまらまらいらくお産らうお取中ま方ともつづき
やははららるあらうお産上

一 鎗林を日光にかけしめりしりいれ大砲二挺日光へ出
つづけ無いよーと申すくども実を如何や分り不
い電

一 冥東に志すう流若勢を起し本館くを舎はへおちめ
いよー

一 鎗林にさらし又お尉不思議より申し

○ 定月三日お板タイムに彩少
坂地静澄ありて交易ましく盛んあるべしこの徴作
と増せり

帝王ら多分江戸平定し軍隊お坂を坂地よ

申すやうせらるる命をい極子あり

三月廿六日天保山に抄るく「エフロッパ」の船隊
敵艦ありし

檣丸費一 譯

○

下位の圃あが山よ抄るく近後勇

官軍の為よりとてまゝの風流ありしとていづもまが
洋かまゝん

○ 四月十一日法書相坊

美濃系三十五石に付百廿四石二分仕切所方かり

中白をある付式斗四升あり
砂お坊抄りく下落し文久砂をある付十三十九石
三十二文百文砂を十石八百文あり
焼畑上方江戸平均お坊一駄^十付金五十九あり
賣を升は付式斗六石七十文あり
麦金をある付三斗三升あり
小豆金をある付七升あり
○
英和海軍譯書、砲科日新、米兵必携等の詠沢と近日發
見を記す

○二月廿六日

三百昇平忽乱離紛々兒女萬家悲恩願志士為君死、
古留名在此時、
川路頑民齋

○四月十一日吉野城の冢

今般海陸法を進軍いす 朝敵慶喜并に抗命し族
の誅劔と程い
敵無き事為人悔悟復讐に付るを従来くは伏殺去ん
うらみと終由生靈塗炭に難苦ふらぬ忠罪魁を
死一等宥めく是以上を為箇に安んじ勿偏取世を咎め
是を終るに有志者ら 伊拔権佐肥妻抄るに曰

海へ

市表亦く思食く徳川徳代随従小吏

玉と疎銘く患を振

市杖助下らぬ小付疑

博せつぐらへん

聖道を甘戴士農工商第一

切安法管業終まなく程返く後

開延徳教

所宣布ゆれども為分徳川徳宗く良法をまき愛更

無くい糸勤 王一途よん於遠宿くまなく且高懸

徳多所以等いいさくく見偉あく尚熱督府人て十出

い其上亦高公平く裁判く是らるる者あり

內外新報

第四號

定價八分

内外新報第四號

慶應四年四月十六日

○友人共の來狀の宗

下流の國造珠城彰義隊共二千人松人殺を介脱走の
會藩等亦々乘り入り備かり在りしところ五月七日の朝
小山宿にまかり入りし 官軍と小倉井宿に在りし
官軍と前後よりと至まきなきに討ちあはれ七日朝
日つ時ごろ落珠にありしに唯今までい 官軍入
りし居りしに於て小山宿に引入りし 官軍多人殺
止宿を

一 舎津藩をまじく盛衰ありよく守りて官途出張
又おありいまご掛合中又古座い中
一 壬生くまの舎津藩より度こかけ合ふ井よび多分舎
津方のよし風歩の左い

○ 四月八日丹波寺敷津波寺付の写

上極水戸表江 入らまゝ身い又付津波寺他寺津代
まかり越い万お甚志和る愈々向こにん此の爲甚せ
らる愈くい

○ 右日

静寛院宮様

実成院様於後九日回安津屋飛江 津色逆は控い
万此殿心此の爲め向こに甚すらる愈くい

一 西九徳収不系又款花ここと由明於拙者どもに津引
已たしこ甚ゆるべくいわつとも津門と御書の向い
是まこ津引こ〜の長掃除いたし引こ〜い祇鈴
甚ゆるいこ甚々依り中甚い以上

後世報三系
回付筑後守

○ 四月七日夜

塚原寛十郎

名代 塚原清久郎

重く逼塞は 仍付是に塚原は了奉守罷たるより
後科又交せしむる處とのところ格別く寛典を以て死
一等と定めしむべき

勅後又付沙裁降の如く渡さぬく不出安いに付又く
存存出しに振了と致し

小野内膳

名代

重く逼塞は 仍付是に左方奉守罷たるより後科

に交せしむる處との所格別く寛典を以て死一等を
定めしむべき

勅後又付承く沙裁に格揚左方奉守罷たる若あり

澁川播磨

重く逼塞は 仍付是に左方奉後科に交せしむべき
の所格別く寛典を以て死一等と交せしむる處との
勅後又付承執居は 仍付し

平山守書

後出傳申

重く逼塞は 仍付是に左方奉後科に交せ

らるべきの要格別々寛典を以て承るべきを
勅使に付警展と 以付い

榎本對馬

室賀甲斐

同文書

大久保主膳

戸田犯後

永井玄蕃

同文書閉門

右系忌丹波守宛に於て十月十日の事は同日入と伝渡す

あくお誂すは同日付永貞より同日分小林に於て
越は

○四月九日丹波守殿に於て一紙付し

天璋院様 本喜院様の十日一ツ指書に於て

守殿にいらせし是の爲め向しに甚せし
べくは事

○右日

上様明十日より表に入らるる是の旨は
事不例又付一日指書に於て本喜院様に
伝出はるは此の爲め向しに甚し

○四月十日

大熱督有柄川宮

正親所三位殿

西口过左支殿

穂波三位殿

川霧右支殿

市附

市旌官人

市筆官人

市役番

會計局

市警衛

尾州

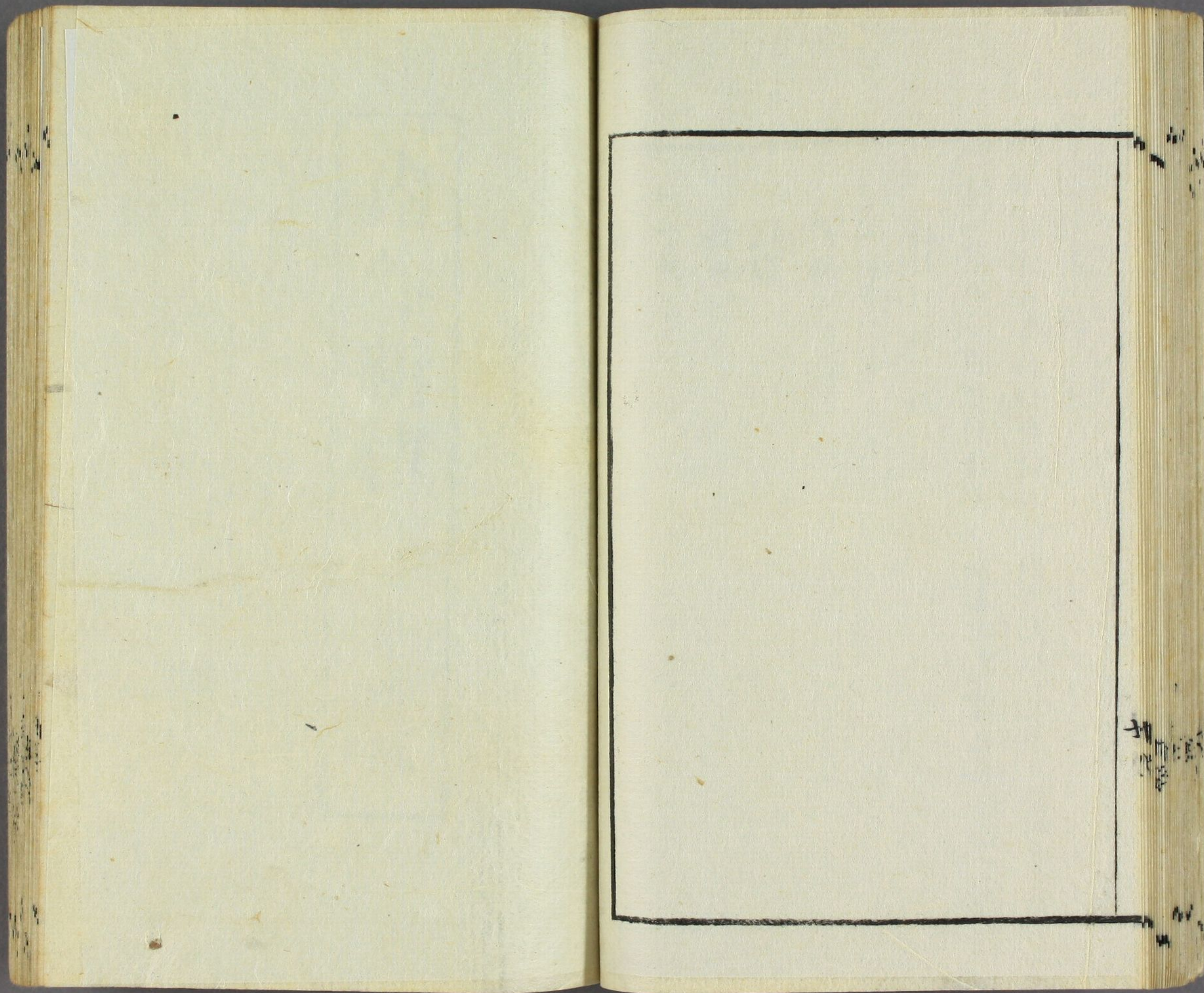
筑前

池田

津和野

稻田

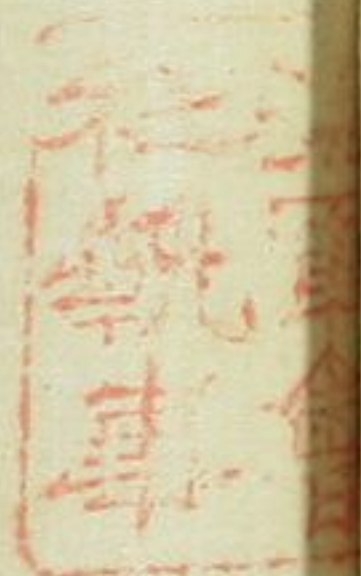
右の去り八日外刻後府市出立日夜蒲系宿市泊里小
之通之市下向以相成以新府中宿同屋より本門宿迄
心切物申越し以



內外新報

第五號

定價八分



内外新報第五號

慶應四年四月十七日

○布告書

一 徳川家及逆又付返討討 俾出舍津ハ我等以一手
 城をて藝學名古法治虫別紙の通以万一統御見て仕
 以知る又方今外國の顛踰も有之以柄柄内礼を生し
 以るハ 皇國の事大事又てお成以
 主上深く内痛心の事又以万依るハ干戈をふける動
 程非曲直分れお礼し公衆の事治法を以テ 神武天皇
 山の安又事なるを以振遂 奏國ハ存命又付此交大條源

三都上京中付人いりある形勢又立寄以引也難才場
合又以右行生由軍忠を以て武名を輝以振奮お含と
早く交度兵を各圍以才出陣の心然々て背之以多

辰二月十日

○奏聞書

就徳川慶 及逆為返討逐日官軍東海東山小陸三道
より了結為進發し旨也 伝出以又付くハ要羽の法
漢臣知事より大義お共ニ合謀之六師征討し旨也
此く教を以て申付也 此後程又倉津容保以交徳
川報送し示し旗幟以發砲大進を道又付ては逆返討

いふ又ハ右長考邦ハ一子本城襲撃を以て奏退討
此沙汰く執謀の甚畏ハ若松ハ東水の一孤城とい
ども臣等邦一子又襲撃也 此付ハ既武門く南月
由叶難有ま存人進一藩中へ布告し出陣の利を仕
官軍亦征伐の期又ハ進又魚橋襲撃を仕ハ志あるを
筆濡要海く演又僻在仕道洛遠遠

朝廷内決議の深志も詳ふふ其兵隊内上方之形勢未
唯傳少一の言上仕ハ我千系忠節く示し其存人
とも多く言語を以て罪以上を存付以才然止仕居
ハハ臣子の分難ふ願忌諱也其言上ハ 王政優在

朝議西一羽の折柄一旦天下に兵を討つ初國東征
伐勢の在りては忠重大く事件はさし 敵軍の在り
以上とを念ふに久くも天下の人心を志仕りしりて
依りて難けり成然るに先世の慶喜義経の在り
又付系内にて仕高し沙汰に付合衆を先供に致し上京
仕り中途にて右の慶喜の官軍へ發砲仕りて敵軍を
の勢敵に付退討の軍に征伐との在り然り布告に
成り不慶喜臣下へ布告に趣くるに先供の由の冥門
へきりしりて是の初俄に薩藩より砲發しおとすに
止り我軍の在りし中にて首をとりしりて倉庫に撥り

發砲のつぎに先づぐれら候に分り不敵風吹し有
之臣等邦事沙汰の執事慶慶 布告に旨誠信しりて
ら念ふにへども發砲は及判然不敵無にしりて人心一
定不仕一糸に西産に徳川祖先年来く福札を定め撥
札及正大勳勞を今更に上り返りてを累世傳武於文
池内法務仕りしこと既し二百年の久しに於てび軍属
流季武威不振遂に永承癸丑以來不夷猖獗紛乱人心
擾亂其乃ち慶喜不至りて失神不道に及り不
了有るに候ども今日より政令一公平正大
に符を以て 宣國を安んずるに政權を

朝廷より世の以上をまゝ何事をも企てず

朝廷より世の人心歎感十の八九をこまわす登く是人

の一定不仕二三条の所方今 王政優古紀保一躬

善民胡用の 聖運より南継天玉極善世を窮の法

大策減二見民如赤子民を善作

朝廷又如父母一吏を所者あるは歎慕仕のわらう

一躬の内之兵を分り初を冠く善民水火塗炭の苦

のく是以して哀すく三騰くむかふべ

幼帝の尊厳より其の出は我より有るをトくと人心

く歎感十の八九を有る是人の一定不仕三三条

此度の慶喜既して退去仕の後恭然ふ知つよ、恭順を

在の中終りの元年毛利大膳を史家来ども於

於下發砲仕の形を一時率ある誤一旦朝教く汚名を

蒙り以るども其情実明白おわくは是以上を寛大に

以て沙汰官位優古入京を許免と下は此を慶喜連も

一旦祀先く大功を以て棄發砲の恭順をりつて殺名

成るの定はるの依藩を心腹を勿論も贖民よりつ

る近臣腹の仕るまどく人心の歎感十の八九を有

るこそ是人の一定不仕はる条より此を以て作する外表は

交通の善遂より多端より成る今既して十餘ヶ必

も乃びあは時 天下に大兵を勅し四海鼎沸し勢も
 玉いえは彼おとしんども必し争ひし備親ら仕るまじ
 く各國帝王の命を請ひつゝ振ある拳勅も乃びい由新
 斗まのる時ハ 中國辱と字内系民へとの流い姿も
 由お成人心の疑惑のこあはつ定ん抱憂痛哭仕い者
 十又八九をて肯てこ是人の一定不仕五ヶ条の由
 産い彼是を以てつゝ熱血仕い又清遠まゝを論く
 法護く定編をつくさせは天下共正大明白を備
 無黨の公論ありし由をわらうまゝは必しも六
 附を勞せは彼自ら彼後了仕とは所記をら又其懇然

いた古語にも輝徳不耀其を以て先王の勇健と仕い
 又以故是等しくおん由目的を以ては 王政復古の由
 成業を 伊大成を成し振仕くを其微を由深察し
 必り振ひし人又其冀望のあつては清退討し中
 又おありはたは諸藩に向難報仕い由をわらうまゝ
 海内分裂群雄割據を元以前に大乱を醸し却て禍
 為福とす者又そのあはれゆる者又わらうまゝと臣等
 ひそらら痛ん悲憤仕い不省は清見愚偏きまわらう
 採用ももお成すべくも覚悟仕いゆども如けは成業
 機舎もあつては又熱心仕いゆら却て不志は節も

由為里了尸と不敵斧滅堂白奉言上小臣等邪備悲滅
指類者くく謹言

○ 野志くか

樺 深物

○ 乙着山神の支マのあまうあくとも正し活名とりのりある

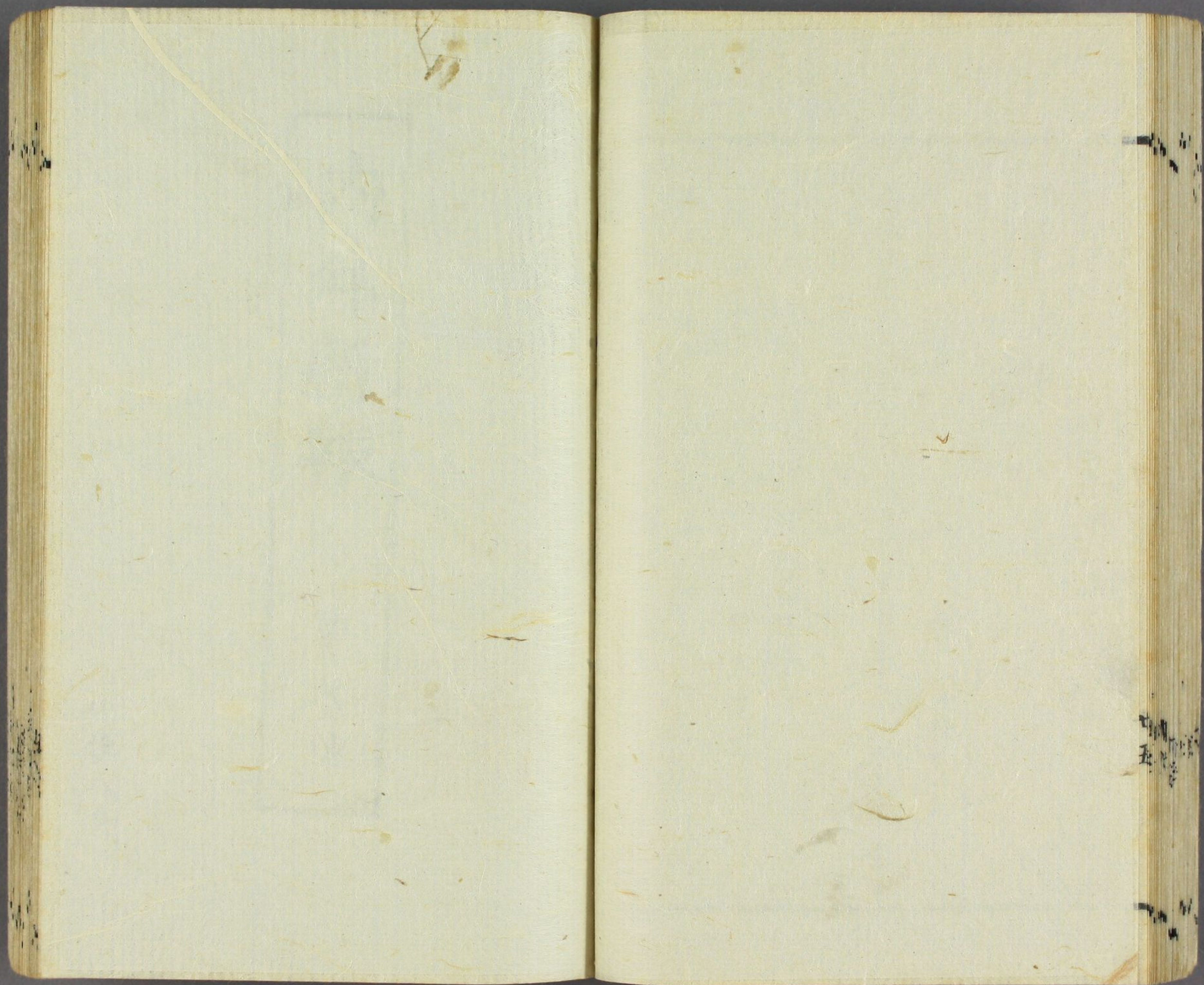
彰義隊脱走

年がら廿五古ある信

海邊座藏

右二月廿七日の夜平塚宿

信本陣は忍び入忍ち右補ら身は從ケ表は案前せしけり



內外新報

第六號



定價八分

内外新報第六號

慶應四年四月十八日

○四月三日出板横濱新聞抜譯

帝王より 日本國中と外との交易を盛大に
思つ 日本人が海外に自由な旅行をすることをも
免 許するを

宸翰を「ニストル」に賜ふよしを京都よりつ
おく身よりは悦びあるにあらざるを我々の用
意するより
より也 日本に政府より大なる改革を
し

○ 横濱又砲台より和の船打ち亞米利加軍艦二艘敵利
右尼亜軍艦を艘仏軍西軍艦二艘プルシヤ軍艦八艘
熱計十四艘此砲台を占領二十七艘あり

檣帆第一 線

一 義館表より二月十一日附の書状をぬりて其文中に
同地も亦敵より薩の軍艦渡來をうきと云風吹
りて固め敵軍よりあり市中に老幼婦人を急ぎ
送り又も船中送るわくおたやふありと云

○ 四月二日出明が山脈の來状

當所より六里ほど離れて清原の八百石を占りて
東河と申ところあり陣を置きりて其をケるに相
立紫梅内長と申と申に候陣を普請出来度内候に
由りつゝ者よりあり候故に同家より清原より出張
し居り内秋田候に京所より右の候地清原より
くやう 清原清原よりあり候に
叔中張双方りけ合ひ申のところが河邊に我持分の
中より清原の役人こまに居らるるにやうを志する
は文仙堂に

勅使法三法甚之進りりいよ付法儀がと重厚の而
と祥愛はまかり出いそのうち織田儀家老吉田某と
中二三月晦日ごろ當不通り山を仙臺へたこーい
とこり早しと申す路よりおあり右ら山内家
江内石の法より方 信符をいれよと人殺出強り
おあり教令曰藩のうけ合とおありいよしを織田
家にも

勅使の差命より仙臺より助力としよ五百人天壽
に甚とおありいと申いささ仙臺儀より舎はに人殺
くま出しよおあり當地より福一まれのち申七日宿

と申すところ江五六百人お固め飛術徒来おありか縁
い申す某ういよしあり

○四月六日出福修よりの来状写

會津 法追討の 法陣仙臺に甚三月廿五日仙臺勢
由りり出し四月六日當不許とまり市人殺九二子五
六百入

伴達筑前

日 孫正

結貝吉房

日 安藤

○四月十日出板橋新少校録

既今度改革の分際ツギを命ずるに三日の内とおありけり
 百餘年の政法一時一新するまゝなるを
 勅使 有栖川宮様とおありけり
 勅使のおもむきを 仰せ出されまふこの為三日中
 又諸侯の押振おさまり相裁いづるお安しやま
 登りいまふまゝこの 有栖川と稱しする宮様を
 去る正月申京に 出まはるるもつゝも最寄の

清沙法より成るる不其後 上様いよく清恭成り
 清法静くしりまきい付拵別寛典の 清沙法之
 是なるをよあり
 當時會津の勢ひは強大とあり北方の大名と
 とくぐ連合を保別殿 徳川家よりこそ是又助力を
 ることありとす

○

四月十日の夜歩兵撤兵等砲發しと屯所より脱走せしものおびたし其人員斗るをあり

和業之記官ケレニ子子ノ人の語又日本と乍度とい
地衣左いくく見たり和業より地衣又ありぬ
すふりど忠怖きあり日本と乍度とい地衣同し
おく肉つらのことあるとみゆと言われし

○
今般結博表追付としき 官軍清さしむき山岩お未
里い又付下館原石門若狭古伏老としき利人柴田
隆吉漆村忌平と取さし出以季津軍用金千あり出
ししやう 治世付し是れ又付翌日不給個世し

家老牧志摩山越中利人村忌平を際その外津金
發條のくお後士の者共教人附法まか至らしし途中
より賊と重い右の金奪ひとせし

○水野日向守城下結博高札場は建札と写
今般賊徒為追付

官軍清さし向よお成いところ原を日向古左ち去り
いへとも百姓町人とおわくい主家はゆり平左の通
里其業お節おくい外分の法結節の義い近日結津古
為博く上ふ政一新しし柔義民安堵ししやう此里中
ふ登と老ありむさし向きい義

官軍よおめくお志まう方おさるおくは百万おその
美景を清お和むおさるおのあり

內外新報

第七號



定價八分

内外新報第七號

慶應四年四月十九日

○四月十二日出板横濱日刊新報

前將軍□□公降を以て此の事を清法ありと昨十
一日早天又江戸清法を以て戸表に向させしは以て一
清法面にて十日のよしありしが故何れも引寄せ
しと云○其清法を抗率四五百人後隊亦二百人
其○前將軍の友人江戸のこもりひくも戸表の
清法館に引うつりあり

此後横濱の船は身し大系前侍後助時十一日九時半

は清入城におあるに軍勢を流靡肥お阿波の兵よし
く皆ライフル銃を持ちゆく其行列の先は

市門の旗を立五人よてこの旗を持つその旗をふりぐ
ゆらしくき人の旗竿をさくけ他の口人を竿の以上
より出たる器を引きたるをさぐるやう約合ひをたせ
す

さう通好のちまじよりの家と戸をとざしやを紙
札より目むりやありたり通好のときた後となりし
と氏いふ平助ヒナマツク踏さうと加ふる我西洋人の文は
そふ人のあはごとくせびし島上よりいふ傲然と

ことをえ物さるゝは惟もとがむる多をさけ敵り故陣
ありことあり実よ 日本人の受けくことさるゝ
知るべし

大東敵のちのづあう生殺の権を操る力のと見え
たり

此れどお川は坊主の首級を結ひせうことを公の差
界よつちありと弾利まは人の戸塚宿ありやをむ
そめく 官軍の密多を探索する多をふせし故あり
しつ入○は結ひの骨を見えたりごとく首を屋の上よ
うせしよりのけりごとく思考らせたる事此の先よ也

さきたるあり

此處

濟門に對し□□公の恭順かくのごとくししむ故に
あつて堅城と渡さるしことい我輩實に感愛するところ
ありあり故に私私より由指別の寛典たりし國家を平
の時又至る所貿易もさるやの又無忌又渡さるふ
る處に保ししむる事ありざることありこそ金津の
一件あり會津を仙臺その地有力の法依を連合して
義家の為めに冤罪を雪ふんと改又無備を盛よふせ
り

戸田和泉守の城近川近川會津勢の爲に落されし
と少也

北方の大名家に戸を去る事凡二十里ほどの所より
りり南方の軍勢と接近を故に合戦をどおしく始るべ
しと云ふ

○二月廿二日泉州塚妙玉寺におりて切腹と

信付即刻室を町堂殊院に送發葬にお成り

文義院忠深元章居士

俗名

菅浦徳吉係元章

幼年廿八才

除却洋氣答国恩、決然豈不省人言、唯今大義傳千載、一死元來不足論、

義行院忠現氏同居士

俗名

西村左平次源氏岡

幼年廿四才

他に當るはありとあるがいつともよとあるはよか
る國の柱くまへ

忠法光則居士

俗名

池上保三吉友系光則

幼年二十八才

皇心のよりと糸とをまへて、こそまへる侍の心印
きまされ

忠山良信居士

俗名

大石吉吉系良信

幼年二十六才

我のすく神のほふのちよあはれいかにいさきよれ
日のあゆみ出

忠兵義長居士

俗名

杉本慶五郎係義長

幼年三十四才

皇心のほふちとありて身命をまへてつまもの胸乃

たうしき

忠速桐迅居士

法名

勝安濃三六平桐迅

約年廿八方

かけまうく心まのこをありと一まじよおのひあをたぬ
志き碇のち

忠英利雄居士

法名

山本源利雄

約年廿八方

養法よりかるともりのぬの産のくろい
むんそんき

忠掌重正居士

法名

森本茂吉友重正

約年三十九方

人あつ後星まかちある世の中よきよた人のそまき
きき

忠固堅勝居士

法名

小代堅助源正勝

約年廿六方

身命ハかくあるのやあまくとそくわきい名
のそあうき

忠應攢成居士

法名

梶田貫之丞友系攢成

約年廿八方

時何くも暖ちるゝも極おあまの切まん中身と
たましひ

忠相義好居士

俗名

松原常七若系義好

行年廿六才

魂とちろくよとくめく日の本のたつき心を世に
示さん

內外新報

第八號



定價八分

内外新報第八號

慶應四年四月廿四日

○京都より
各局へ傳達の内自書宗

臣不肖の才を以て妄に大任を辱しめ敢て其任に當り
以儀をなせざしへは何分高令内外に多難加之相教奉
だ亡びを殊に 所親征の盛衰に任る及ばし事案に至重
至大に事件に於て恐懼し次才素より鞠躬に力一死を以
て世に甘んじ外辱を以て然るに 總裁官に涉る下二条中
止の由に爲す由亦供奉に以上と太政官に奏し不て免

の場合に之を只管若心と不信の暇去致し及以公正
親町三条徳大方の御總裁局に於仕着様示法に板紙
出光以て畏呈存以柝今般親しく天地に於為誓公卿
列藩へ由 濟沙法を通り此度法一新して実蹟お立不
申は之を不承為法所儀を臣子の分と致と致致致
戴し是をさるることと致致致致諸局の督補を勿論判
事控官又至近是勅務し諸事申出度以假令局分と事
たり是法為筋の分と存分と法討論と有之を勿論の
事と以る備又公義と法勅毎致を所隔を申承り度存以
仍此院中入以あり

三月廿二日

具視

○同書中一帳表地軍糧の存儀を載す

三月二十九日午刻儀事不し於之ニ儀及び儀士列座ニ
之岩倉以上ノ案同也

才一條箱館裁判不承取建の事

才二條同不總督副總督泰保為人持の事

才三條帳表名目及改南水一為之立並に何如

右史官讀上げ公に諸儀致士為者善儀あり 山陰官より

即今預に難中上の旨摩道歩右儀の色目右地不し付建
而有之に由報長を法任撰て然し中中法門大統言殿に

法人撰才一々教法善なり徳督の薦任哉前依の仙臺へ
 十時松村ら加あへり 仍付及との多肥前老依の偏
 所拓ハ才二儀とし先づ裁判不申致建徳督参謀侍撰奉
 召為立奉禮を社を重且任撰之人を於いも、同拓く仕
 方でお互と申さる本戸準一郎此論は曰し但任撰大藩
 には 命の義を如何立藩の力あり軍拓を疑かすべし
 個人材を細羅し其地を根置の多し服恭く利を不計
 今其地より歳入の金といふ費用に給し幾く變拓に力
 を与して然との儀あり、副徳督を拜し魯世亞の意接
 の如何を名明に極あり、臣妾以外は、此所同の事、本戸

隣境の訳柄も有之、以て共糸理上あり、右月し加るべし
 と善悪し、林山左多衛を総括する、人才を法撰奉有之、以
 ち、則て任より、其土地に志有之者を用ひ、以て順序に運
 び、以てを軍拓の力に随くお互、マヤ、中井上右見の裁
 判不請致建、お成い、その由、参謀奉り程遠き事ゆへ、何れ
 別取参謀以、その由、遣し、お成、友人撰、以て、本戸準一郎を採
 用せんと、浪説を大久保一藏の松浦多氣四郎を巻、以て、毛
 受、麻之助の内山七右衛門を薦め、本戸準一郎の内山
 龍助小系二兵衛の龍助の才内山介浦を撰、青山小三
 郎と土井藩を推し、越前依の土井松登方を任、其人の

建議あり其地徴士悉共十數名何れも別又東海を建
言又不及副總裁官議より後先づ人撰を決定し然るは
又裁判不致建進に案振よまをトを毎々の名始らる
右あり議事終り衆皆退散を

本文冬深より薦孝をせし五七の事畧を附記を

岡本文平の阿弥の人あり江戸より來り明倉用九翁の
家塾に居る近以帳表地をむりカラフト薩冷連等と
周視せり

松浦多氣四郎を勢也の人あり亦江戸より往き帳表の
不堅を以て憂とし其多敷十年屢被地を經歷し備さ

日艱苦をふめ其んかをそせり

内山七身右米門ら土井の藩士あり

内山就助ハ亦土井の藩其老臣たりしが懐むべし今
と距る四年お乙その歳疾に罹りてお故もす今胸を
今現に會計局に奉仕せりとぞ

○

二月二十日東久世茶少右兵衛裁判不徳督は免横漢裁
判不徳督と 命せり

同日肥前付後横漢裁判不副徳督と 命せり

○二月廿二日封州代へ序達し累二通

分致 王政法一封徳之外國法文隆し其於 朝廷法
扱はる 在俄又付之朝鮮國し其の右より東洋之國
柄並所威信と法を在い 法教之付是迄の通高國更
通之孝より振家復又法 今以對朝鮮國法用一取扱い
若い外國事勢哺し心以之以てお知以索は 終付尤
所國威お之以扱て致す力 所法法又以事
但し 王政法一封之扱法外し其別し之孝くおん
得回弊おと一洗以多し此法法之て有之以事

三月

今般江廢幕府 王政法一封新機 所展影と以之は

仍出以又就之ハ今後朝鮮法に扱て事件等徳之從
朝廷之は 仍出以柔此名朝鮮國にてお甚 法沙法之
以事

三月

○四月十二日法補之

此後法上本門与江法逗留お成居以 勅使法高卿の十
三月西城江法裁之款英又後府表法逗留よお成以
有栖門官内十三日川法寄法五十四日西城江法乃入以
款之付 官軍參謀方より正布告もて有之以於成者又
是白お甚是以通り民家ハ勿論市中来るとん於遠初揺

ケ百後不致を之振テ致ハ

○

原稿 大君の辭職より草を起す唯事倉卒より出づ以て未だ校正し暇なれば近日内外新報前記を刊行し以て原始を審みせん者官此旨を諒せよ

會社幹事識

內外新報

第九號

定價八分



内外新報第九號

慶應四年四月廿六日

○小諸侯献白

徳川□□

朝教派追討は 仰付に各處陪臣吏率より追
方向を生し以振ふるびに右号令傳教言おん於玉力
お免又人救さし出し以申う仕る金く方 仰せ渡さ
是後又申つて忠怖畏縮の至るよ申存以就くハ
申す奉

勅從儀事了仕の事 仰申

朝群懸く 法制度替へさせり是はといふごとく
 皇國自然の法体裁に封建世縁より是なり 鎌倉幕府の
 時將軍家臣も名目をお互陪臣陪臣の分志とが
 つかはり時移り物換り奉安元和以来今日迄の形勢
 と成るは是の法也凡そ天下率土に漢高早是時 王
 臣たゞざる者いそ人むこそ是あくいへども封公侯邑
 其内土民各々其皇臣君又忠節いづ
 朝廷に復るゝ及は市産する益く存候はれ奉徳川家
 臣より於て一之又徳川家を契奉し
 朝廷忠節仕奉素志にこそ是なり元來一途同為より文

又方と突又し向と二つよきなきおとせあへて退く
 □ 恭順の效おまひつゝ 寛典の法不立ひたさず 歎然
 哀訴仕る多きん底に由候は又人殺さし出し以兼
 法用節いさし何れも出精お節め申候はへど
 も徳川より法退討し然るの 法由候より思はあへ
 ら候子といふ君父を敬おは候よこそ是なり人の大偏
 天地と大儀是よお悖り昔時源義朝
 初命止るを法むといひしあはれ父為義を敬も何れ
 と筋故遂名を裁遣せがごとく
 初命よれ去りかひいさす由亦 王徳礼を法度法体

い終まとの免がくく実私一才く進退難儀のこは古
所あくい

朝廷の法をそとくは [redacted] 中い何分

勅使を遣難仕陪隸微臣の才を直諫仕い受候り思入
りへく言上仕かひいへども臣子く身進退難儀仕い
所蒙重くも性情く悲びかひいふまは古度い何卒古時
察市宿怒く受甘れくく右やうの執之法探用下しを
是い於を独私一家く幸福のこまは古度あく世為人
心
を予裁の下に維持仕い今日
朝廷の法闕失をいりくか補ひたりい受は付莫加至

極有かくく仕合は存候い去まあがく頑固固逆上
逆難犯しい次才その罪重死直生かくく閣下并伏弁
戒く殊儀く待ち候る等くい重臣をいりて時時哀痛を
敢申すい誠懇誠惶頓首敬白

○ 享和四年二月

二月十日會は勢野宿市中のくく火燒拂ひ中い風
吹くは水い

同日下総國行の足村くおるく會は勢
官軍の爲く敗走候

三月下旬より母屋宿より栗橋辺迄の道に百六十町
ほどおあししこを所より北迄を懸念どもの仕業と
申す所なり

○四月十五日壬生より東快と宗

今津勢宇都宮城を築き右河に勢よりお成るく計
の風中を所よりいへども全く懸念又所なり由つと
も今津宿七日先よりいへ右河迄へ大勢出所いへた
官軍負向し付おひく引よりいへ申す時今津由懸念
の振より所なり

四月八日

官軍より壬生に大砲かり受中夜よしかけ合し付大
砲ありいへ打方人数三十人きし出し今市宿に出張
仕吏より宇都宮に逗留まかり在陣よりいへむ等
る土浦迄も所しり懸念の風中なり

○儀事所より發出の見の書字二通

懸念地市軍振り合議又付しハ先公の方のもあり
用振法等志し由方に掛り申 命發出所方ハ所生
涯く積力を懸念地より申す志あり通し申す節
書類ハ素より其向の巧者ハ砲と法講習を為す相
又外ハ大法儀より内より懸念地より 命は法儀より

公卿と内相家臣由共十分心力を尽し是れ成功を
 期しは松有之は此根底を法確定の上法極使と及
 慶西討偏又お成どこと也 朝廷あく法後援する
 在は松の 法廟算おまひ上法發遣又お成ひたり
 然亦又甘んく當時法一移く機會又任せし唯一
 の法極使のこ 法指立又お成ひたり法成功免米未
 きのこあくは魯西亞人雜居土地おひひり却る
 後案を確しは松くもより有る款と願念仕は存る外
 案存を法産ひ以上

中根雪江

為事か源は不長服を其末起るるかたし國家富強く
 かなり民務職業を其まおろし就中農の國の本ある
 由へは其本業を其ましむるの及まきまは國土の瘠
 瘠補ひがく農を起すのわい地を振き人民を増殖
 するより人民を増殖するのわい事を貿易としく
 吏役を省畧し器械を以て民力を扶くるより西
 洋 法國も蒸氣器械を發明し民力國中は倍々ゆるが故
 又自然は拓地育民の業を起し或は萬里の外は穀不
 人を出し開港交易の大利を計るより 我國近年
 内外多事昼夜東西の吏役裁ふると云ふを志しは是

為の民力を補ふのたをさるゝれば田疇の荒廢は及ぶ
ふに又自然の理あり概夫開拓の事い水陸の大事勿
論不て忽の要勢あるべき事を下をのたさぬぐ後急
の御ありべき事とも畢竟又内地の民を移さざるべ
成功遂る程きりあるは第一内國内地の荒廢せざる
やう支取を省費し器械を製造し人々を生むるの
策今日の急務と奉存い事

井上石見

內外新報

第十號

定價八角



内外新報第十號

慶應四年四月廿九日

○野州戦争

一 四月十日日笠同儀の兵車官軍の命よりつくと凡そ二
百人許り宇都宮援兵としり標出しに野州栗橋岩
入口ありて會合よお成居に最中夜をくけへ彰義隊脱
走無埋付し津新をえきゆし四方より警備以多し是
間勢大敗走のよし尤討死も士分十七人とすり
十六日高野陣屋へ戸板よのせ昇入以外又怪我人か
む志士也

一十六日官軍結城より秋川を渡り園本上野へ出張
 にお成の夜脱走陸軍隊より襲撃され官軍敗走し多
 し其が難森院ありびと石主七九夜宅其外民家十二
 軒もど放火し和玉へ退きいところ進撃しつひ又と
 放火いたし遂に秋川を渡り久保田村を焼き結城所
 を通りぬけ五助新田を自焼し小山宿へ止宿しお成
 りいよし
 右の法月付野所野暮古夜ある若日光より其のり
 翌日通りしと之を耳を

○四月廿日出仙臺よりの末状写

一仙臺一と子操出しの并尚十二日占く事大急きと執
 少く満朝日あぐと之拂ひとお成りりい仙臺法七日
 法出陣の執又南に法を最上口より迎り法加勢右
 へ兼法二本松相馬納降鐵田つづき由法加勢のよし
 りい
 一相馬法時四月仙臺に法急直法登城とおありりい
 法内玉あくとお成り不申い
 ○四月廿日出の末状写
 一と総婦が傍り津急脱走の士凡そ四千人餘り屯衆以
 多しい中

一 祐田八夜右衛門川端助二夜市川耕義の三士房総の
 川端を流き連合し之海陸二方へ関門を建之僧侶男
 女非人等より多るまぐ敷しく穿鑿以多し同若入志
 いとそろはれまの手の同僚よいや二人は斬中い
 一 上総の川越作の陣をとりましとりし風少ありまど
 洋々ありん

○下総上板村よりの末状

一 官軍四月七日結城攻落し以後二三百人籠り居り
 十六日の朝舎は勢五百六十人作りあて減下急へ討
 入いし付官軍城中より標出し凡そを里離り追逐け

竹井系と千原まぐ追ひいところみたるよ伏兵四方
 より起り凡そ二三百人斬り入いし付官軍大軍討
 死にお成りいよし

但し舎内と唱へいそ突を脱去の士あるを
 多

右伏の若十八日早加岩通りの砌り土固落を初メ
 其介子四百人おどを合以多し居りい吐し

一 十七日十八日右河城を籠りしり四里小山岩あり
 我軍脱去其大勝利官軍の戦死八九百人彦根むと
 多し

一十七日より引つゞき日く徳方より戦年故小山岩我
死の者あゝ双方とも死付以多きは及後又様をう
居以よし

一 今津勢廿一日廿二日以字教宮口播出しい風守り
あゝ戦年を一がゆを

一 岡宿右河女一二日以戦年又右成る處く名十来りい
多津取較十艘実岩城下辺はつあだ居以雪のこら
今津より引をうよせ以也

和より軍任偽不分明よ以於九少よ以不不取
以何是昭夕有結城よりの苑街又付又とて中よ

○野志より

子信

隅田川のよるに流まかへていつう懸りのせよとあ
るゆき

○二月十七日高山が熱督府執事よりの信

高野内百姓とも徳業を信びみだりよ人家を破りし
其他指籍く不仍不少教お少へ以その外のみは右を
是と徳川の苛政よ若しよ役人の不為望し加へざるを
悪といよるを起り以是と察以今般 熱督府 信下
向く次第に賊徒討伐並民塗炭よ若しよとる教度思
右よ以条右百姓共く内一を憂念よ 信本陣に示出不

有く執遠慮なく辨びて仕は百姓ども執を執るは申す
取斗ひは多し是より慮くは第一感ひを執る情実由不
申出暴行お心をいよおるくを教るは清法に及ぶ慮
くは事

○同農商に布告

此乃東山に法檢勅督 物命を養り養向く次第は先
世より 朝廷より清福由と為るは通りよはゆき由遠至
倫士よ玉りいよる月然行居るは亦ゆけりかきよ付
る又徳國の情実を問ひ是民塗炭く苦しむは救済
敵應よはる各安堵済せられたるは是れ天恩と稱し

来りて徳川支配地を勿論徳藩版分よ到るは年来并政
又若くは在外子細有々輩に遠慮なくお陣は御出會
儀よと公平く不憂よ及びは問ひ於遠ひ等々扱て致し
事

○大政官日誌に抄写

今十八日 大任 宣旨は為海に又付在國に面する
名代重臣を申し 禁中 大官御所等江惣悦て申す
事

但女七日を申す申す事

二月

○ 公私雜報第一号第二号發兌せり

○ 内外新報前記追々刺成を

○ 宇都宮の落城壬生小山戦争の新聞と得あり第十一
冊に記載を明日刊行を急ぐ

內外新報

第十一號



定價八分

五十一

内外新報第十一號

慶應四年閏四月三日

○

- 一 粟橋岡不申回ふ不^も古河の共固め川中へ取^ちり
- 官軍方お固め
- 一 利根川と新舟場^との^お忠^の勢固め
- 一 日不川^の三^の里^のる^お引^らが^お粟橋川^に取^ちり
- いよし
- 一 粟橋^の宍^の根^の堀^とい^はす^に市中^のと^りに^は去^りに^は取^ち
- 官軍方より中^に越^し中

一日月十六日小山宿ありて戦事あり 官軍石橋宿まで引退し

一日月十七日小山宿より手掛をふりて戦事あり本宿とす所のき場人家をとり

○

十九日夜越後方面の本宿荒井とす宿に依徒の兵隊凡ふ七八百人ほどと云陳史が本宿に并戦とす又山宿より先きの先き半後宿に本宿のき二百人分出強板本宿ありと云のき二百人とりて山宿の先きと尾おし人殺之百人計又又十の精勝の先き山宿より新園二ヶ所お達しよし

○一日月廿四日宇津宮への末状写

十九日宇津宮大合戦あり市中八分通り焼をらふ

廿日朝日不落城脱走方日千人計り城へのり入り日の

丸の旗はよ 東照神君の旗殺十本おしむと云合戦

又山宿に脱走方勝利あり二百人計り至生へ掛合ふ

りしよし

廿一日至生石橋宿とのりて安福の系とす不あり合

戦お始り

廿二日朝日不落城鉄炮を美若打まておき古河の方へ

引とりしよし

廿二日冥宿合我晚幸方勝射人殺數千人有之ハ式一系
おまより飛うおふり不中其勢ハ破作のごとくこ中
より度ハ

○平庵寺里塚奔れし軍

近藤 勇

右ハ元末浮浪のりあり初め在系形擬進く路を前
め後に戸又住居ハ多し大久保大和と交名し甲州等
又平徳の國流山ニおめく 官軍又に向ハハ多し或
ハ徳川の内命を交ハあぐり偽りとあへ不容易企し
およびハ阪上ハ 於故下を徳川の命を偽りハ次

才と飛殺ふるよいとまわらば仍く死刑ニおこあハ
梟首せしむる共あり

但し首級ハ洗ひいとあく系於おさし正せハよし
廿五日憂ごろのことありと夫人の吐しまきくぬ

○大政官日徳の抄写

紀伊中納言
有馬中勢太補
奥平大膳太夫
小笠原忠元代丸
謙口祇進

伊達伊豫守

大熱督不日、長府入城、又、お成付く、因、東、法、取、
締、者、與、羽、等、連、り、又、平、定、又、至、り、以、や、
指、揮、し、有、之、以、又、
付、了、し、出、發、東、向、也、
依、付、以、事、

但し、長府と、並、振、大熱督、口、下、屋、出、以、陣、中、以、勿、
備、途、中、為、想、く、嚴、肅、以、以、多、し、不、足、惜、之、を、亦、れ、や、
ん、於、以、事、

右一紙

今般退、
所親征、
所出、
所覽、
時機、
筆、
思、
思、

以、右、を、先、般、所、く、又、お、わ、く、織、法、
官、軍、を、抗、し、是、く、擊、破、
又、か、よ、ぶ、と、し、く、ど、も、未、だ、
由、お、守、へ、以、又、付、備、し、
以、糸、大熱督、指、揮、く、
此、安、
宸、
所、

三月

○

在、京、在、國、藩、と、也、

右、當、時、在、京、く、人、數、等、別、身、難、形、
目、上、又、以、等、出、以、志、由、
以、末、増、減、何、る、最、い、其、時、
其、お、遠、

五、一、日

麤めいかり 了致物又高時存在少く禁廻又た落魄以多
し長いものも有るいさく是又お文く執令以く寛宥し
指至より及旨 所出法より事

二月

內外新報

第十二號



定價八分

慶應四年四月十九日

○柳宸翰寫

朕幼弱を以て憐れ大儀を振き尔東河を以て憂ふこと
 對をし 列祖の事へ甘らんやと朝夕悲懼し堪ざる
 あり竊り考つ以中葉朝政衰より武家權を与らば
 し表の 朝廷を推し實の故しうと世を遠け後世
 の父母としう徳を承ふの情を知る事終ざる振斗り
 ふし遂に位此の表たる由唯石のこゝ成案を身が為
 二今日 朝廷の爲重なるに倍せし如あり雲壤の如

しかりる形勢より何と以て天下を最勝せんや今般
 朝廷一新の時一將り天下の位也一人も其不を以ざ
 る時の皆懐が輩あるは今日のみ朕自ら牙骨を勞し
 心を若しめ艱難先より右 列祖の事をさせ治ひし
 業を履て治績を初めくことを始めく天職を甘しう位
 此の看たる所背かざる處し往若 列祖業績を親ら
 し不臣の若所也自ら將としく是を証し治ひ
 朝廷の政想う簡易より如は昔をあらざる故若臣
 お教より上下お愛し徳沢天下に治く 國威海外に
 輝きしより然るは近來の内なる國事各處四方にお

雄飛するの時より獨り 我國のよき世界の形勢より
 うとく旧習を固より一新の政を討らむ朕自ら九
 冬の中より安居し一日の安きを偷て百年の憂を忘る
 うときい遂に各國の凌侮を更け上る 列聖を辱し
 めたり下の位也を若しめん事を思ふ故に朕自ら
 百官法化と廣くお誓ひ 列祖の 濟偉業を継述し
 一身の艱難辛若を同らば親ら四方を經營し汝位也
 を安撫し遂に萬里の波濤を固拓し 國威を四方
 に宣布し天下を富岳の安きより置ん事を欲は汝位也
 四東の陋習より改むるを朝廷の事とふし

神祇の危急を知らば朕一皮髪を奉進を非常ニ驚き
種々の疑感を生し弟に紛伝としう朕が志をふさぐ
らしむるときは是朕としう君たるを告ひしむる
のそあはば後々 別社の天下を告こしむるあり汝
位祀継ぐ朕が志を體便しお率ひう私見を去り公義
と採り朕が業を助ぐ 神祇を保全し 別社の神靈
が慰しめらしめん生祭の事忘あはむ

右

所宸翰の通唐く天下位祀の養生を 思念させ給
ふはま法仁惠の 法教をよ付来くの者よ至ると

敬承し甘う心に遠き御國家の為に精々其方を
取まぬ事

三月

總裁
輔弼

誓文

- 一 唐く令儀を具し事極て備ふ決をべし
- 一 上中心を一以しう盛に傳倫を勉ふべし
- 一 官武一途庶民よ玉を君其志を遂げ人志としう倦と
らしめんと要れ
- 一 四末の醜習を破り天地の公たよ基く事し

一智識を世界より求めたは、皇基と振起まぶし
我國未嘗有の豪華を為んとし、朕躬を以て衆に先ん
し天地終始の誓ひ大に斯國を定め、弟氏保全の爲
を立んとん衆を亦此 名教を基き協心努力せよ

年号月日

御諱

勅書宏遠誠より感服は不世今日の名勢永世の
基礎世に傳へるべきを以て、朕躬を以て衆に先ん
死と誓ひ、電勉從事、冀くいつく 宸襟を安んじ、其
らん

慶應四年

總裁名印

戊辰三月

公卿名印

諸候名印

○四月十二日法橋書

竹橋 清水 田安 半藏

右に、田安殿より、法橋より、法橋に、元禄末、お通し、いふ

外橋田 西丸大子 林田橋

右に、官軍より、一隊の内、人殺しを、並に、尤、外橋田、林

田橋、と、資を、往來、お通し、いふ

坂下 内橋田 大子 平川 矢来

馬場光 和田倉 一摺 雄子橋

五十七乙

右口より切官軍より清水兵の通りは是れ也
但し本文はこれ外に如く是れと通ひ

○四月十三日清水

清水 竹橋 本郷

右三清門の清水田安寺を形に示すは若菜より竹橋内
宛兵屯不為は清水有之は若の通りを介し不取成
以

但し本郷本郷とも不若以

田安清門を以今迄の通り清水形を若の通りは
兼して是れ也

○官軍より市中へ清水兵

今般徳川□□謀殺し罪状明かす付 朝廷より北之も不
仕於心清延討は 終出之た官軍一月は打入りてお
成右より付流説流言等も有之故に市中に若才大は初
揺動し家財を掃蕩し或は地不引移りは若も有之哉
又お少へ不使し事より然るも□□恭順の擡振上野表
以お少く後信兵衛謝罪し美濃に歎服も有之は又付
大津惣督より清水兵を以て打入り延引お成は少くは
既より去りて 初使河入威寛大に思召を以て 清水兵
し今條は 後後以て□□より承服仕目限し通り

災效亦於遠おまに上て退く様共く 清沙法由下有之
百姓町人共々控之由元来 天子は清民より善民塗炭
く苦之は為故に 朝廷素より 清純之より有之
次有等とねん於平日に通う女掛を清せられたり

四月八日

退く官軍はかゝるに散るく清法令と為るに於て由下
善く若共第一礼坊等々有之にても子老家安陣不
下作出會儀の上玉為之に不垂下有之に事

東山道總督府

参謀

內外新報

第十三號

庚子八月



内外新報第十三號

慶應四年閏四月

○野村武將より出立し其日記抜書

一四月十七日五羽出立全校通り途中あく日藤大塚氏
と別ら出立會その時し又此十六日右河と急し浪人
屯集し多し居し後を官軍へ有る以て付

宇都宮

彦根

膳林

岩村田

美子

壬生

右と人殺小山宿とつとせやく不之と地敷とおあり在

六家人殺の敗軍はあつたに付 官軍初め六家の
ころの人殺のころは操出し大所新田あつたまゝに
戦事よかすびの故に由何分敵を大軍までこの中
まかく重辰砲殺よあすびまでよ岩村田の内友人殺
あつたの事有るに又付赤根人殺とん故をかくを考
まひまは人ごも足元より砲撃の多しに又付あつた
あつた返きの中すい

一日日夕刻に官軍と所通の長日不意をより戸板
よのせ昇来りゆの七八人兵を山かごよのころに若
十人あど是の赤根をる人殺のよし即死の十二人

人こまの首をきり持来りゆと風が今日の戦事ハ初
日つ時より八つ時迄のやうき

第六つ時官軍角屋へ至

一十八日官軍出立花官軍をまゝいところ森連川藩小
山成あらき人上下七八人又め合ひ又林をまじの振
子承りゆ不月人を右橋をよ返りし不あつて通めむ
づらしき故引をしい敵は付志がうく不あつて振子
おるはいへともとて通めおあつて是れよしあつて
まゝく角屋に引へしすい

一官軍人殺を九人位敵を大軍とがかりあつたころの

のこみ不出手をくいに付て秋の野村に由り正月
舟ありききぐく本不有格に着いぬし

○新を不日法に抄写

所を第の法本門よりん兵格通りは水所大夏美町七
右の門丁西廻格玉水町常安格通り玉江格より堂清法
第格法格より安治川第安治川格通り所より馬島二町目
漢より 所を叙と 控兵隊の前軍中軍の左の川巻後
軍の右の川巻より隊列を整へて堂へ 所を叙の左
右に随後に進し以て護衛せり午に刻天保山に
所を叙あり○是く用をいりし古藩に軍艦以國軍艦天

保山より距離を以てしう夜泊より 敵兵よりを護
と振り 着所を合衆を是より意しう御軍熱督を護院宮
同補翼若王子同参謀を同大納言を命とせし肥前軍艦電
光九より銃炮と發を仙國軍艦より由亦發炮し
皇帝陛下を祝し甘る右お所電光九より善後之意炮と
發し法艦を誘身し兵庫の方に向く航すること三十分
時より格也し天保山に西廻格法を八ツ時色 所を
叙法を第法仍列初のごとし七ツ時 是所をくる○は
目代若し法艦の供連の侍二人に叙二人下給を人あり
在船中の後僕を人あり 諸より供の陸に 所を叙の後

後廢り○前中後の兵隊人数の中當以上百人小隊ハ一
小隊あり○清形別と詳せんんんん中と世の存廢を集
まる夕陽し

內外新報

第十四號

定價八分



内外新報第十四號

慶應四年閏四月十五日

○
寒暖計の度ハ三種類あり「セルシウス」「アウキニール」「ハーレンヘイト」と
之日用するに多く「ハーレンヘイト」を用ひ機械を製するに多く「セ
ルシウス」を用ひ「セルシウス」の氷点を零度とし沸湯を百度とし「
レアキニール」の氷点を零度とし沸湯を八十度とし「ハーレンヘイト」
の氷点を三十二度とし沸湯を二百十二度とし扱ふ「セルシウス」の六
十五度「レアキニール」の六十二度「ハーレンヘイト」の百四十九度あり
「セルシウス」の度を「レアキニール」の度より換ふるに「セルシウス」の度を「レアキニール」の度
より換ふるに「セルシウス」の度を「ハーレンヘイト」の度より換ふるに

事

従し退り法徒沙取洞英は法祭真く其由りては
出の始どもさし向き急幣し不有る由のりて
出の事

一酒井雅樂頭入系官位の事

一時廿二日未刻大坂表に 河橋源経 長所を為る 在

小阪中來の若く小布告く通うて其間 天機の始ど

由の事と 天機伺不れ所者の來る廿七日於 禁中

仮建つてと 大官所折れ由の事 河橋源経何て

といた

従しを隠く面、ハ為る名代重臣とらつて同日

河 天機伺

三月

○粟指宿よりの末状

四月廿二日二本松張の爲物二百八十箇に戸より

少く利根川まじ送物右の宿まじと下しまより陸路

圖えへ引取つてよりあつて日先た中粟指宿川家より

以多しのおひづきの兵あやこをを見付とのり二人と

切捨る物りちがきり切らき奥足に外取替るおひの

又西彦

○因宿城下より来状

四月十五日浪人凡そ五人計に申すに當地を通り保丁
 は御里におあり岩井町通り申す人をお知り通し申
 翌十六日重次より宿城津及竹井系と申す子より戦年
 あくびの間へ回裏系あり戦年有るに言ふあり砲考か
 びた多しくおきこへ響入のへりこ所産の
 十九日官軍方操之に戸所意丁の派り曉七ノ門以
 出を岩井丁あり戦年有るに言官軍かこし勝利浪士
 方八十人余討死と申す又所産の志らるゝあり風候
 あり候とおふり不申す候ども存候候あり候と云ふ

勿論町あり候物あり付事大隆節又所産の

一十九日廿日所産中為人の子供のこゝに候と申すお成り
 所方あり候人足おびた多しく出候し操丁候之申す
 体候同登役人申出候以多しに戸所意所名を役人と
 申候是申退去申す者賣お体候みおく戸と志め候也
 以大家あり候あり候身建具等宛へ候めを退申す人足
 候多し候以付事候序付方多し子供候共一向候
 候又難儀候也

或る官軍の士中仙乃大官岩山岩の折り下輝の

何事やわらん色失りしを以多く熱くこつめし
又主人と初め終く又元ありあざめ志らども剛入を
かよつて旗亭の側に後居せし青山野お作の宿人又
く去縁の振む以多し居以上山妻山と申ものとなつ
み従ふとや入進し又やうく又安休つ右官共取致ぎ
年ととろく
とろく書あてせわかし人又きらせわわらつこの園の
山むくくおき

○系北山編せく宗

禁裏所用のりふいハ 禁裏所科まこい 禁裏所内あど

と會^エ身^フ儀^バ示^ビ抗^ビ標^ビ札^ビ者^ニ又^ク去^ル志^スし^ハ以^テ系^ハ有^ルる^處に
と^ハ以^テ系^ハ以^テ又^ク以^テ付^ル以^テ来^ル志^ス度^ニお^ハら^レる^也 所
科^トの^ニ書^ク志^スる^し以^テ中^ニに 出^ル事
但^シし^テ標^ハ札^ハの^ニ姓^名お^ハ記^スし^まこ^ハ官^名取^ル名^ハ未^ダ志^スる^し
以^テ系^ハ不^レ若^ク以^テ中

一 提灯まこい陶器を介賣物と爲す所の所役を考へて
るハ如^ク何^レ系^ハ以^テ以^テ来^ル志^スる^所の^所役^を考^へて
此^レ度^ニ以^テ禁^ル心^を与^フ 出^ル事

但し所用は付是まごい 免以ふハ一急何出ア中
事

右へ通
い
三月
佐出の糸未くまぐ候はざるやうに
七十一

內外新報

第十五號

定價八角



内外新報第十五號

慶應四年閏四月十七日

○某官人達白書

小段の事と海外の一知己と聞く近日蕃^{ロニヤ}亞^ヤ者として
 日蘭諸國の報告ありとその大趣者よく東洋日本の
 定約の徳川氏幕府たりしと其信ひしとる今日と玉
 くの政權 朝廷の爲納せりとつども其國の大財令
 儀の一事なりしときらば一二の假依倉庫と出る若
 の志由以て疑ふ處一その定約を究同し其情実を尋し
 して討まき其討し助くべきを助くる若大國小國を

白探之とお成ひ 物仗ハ一あ回く内侍長清城内に
運るく申す由産ひ仙臺一あ回く内人殺ひ白川にまぐ
出張とお成中ひまど我年ハ幸よし

○
申介新開第十六号と發切其の怪徒をのせたり四月
廿日夜小門下歩兵屯所より一人夜半の以渡下より
起きるゝ廁カヤと往きしよ志悪あるお突ツ然と来りて既
突當ると是あより再び刀を提ぎて強出しよその
まゝ率倒しよ人多と志し人々集り女抱せしうむ
既く正体と成たり志するよモト警ハかちよ二三百も離

是たる地よとわたりしよと志い狸の祟りありとつ
人あり花取中と縁起の状ありよ年久しく一つの狸位
めり志士為合物と状よ供されむらあり冷中時汁
あり給尖せりと志するよけ人かゝる多とも志し
是のやど或是よ小石をひらひと状よ抛ナゲ付しよおよ
く枯子の石よ入りしうを供する二之夜抛しよその
まゝありしゆりしが是夜警を切らむたり候縁起の
状よ瓶の住まばしとて程の住しハ一奇事と云ふ

○
同日月二日午後零時十五分よ小門陣のかゝりあり

一 砲撃まこと申横濱より外圍に砲をうつらと思
 ひく神時儀を名ると砲發のるはるひの三秒ゆると
 十五秒ゆるひの一秒又の二十秒為にしく時百そら
 ち流その音由空砲といちがひそらと又砲をきりり
 翌二日の夜十時ごろ又本町のうらと又火の光りなる
 赤まきれたる滅せぬ五日の夜もまこと同じかこ又火の
 光りとするは徳市門八幡社橋の邊に戦卒ありし中
 ありききどもつまごも確報をたききばこく又も詳
 なること伝のきば

野妙守初宮の仔細劫ヶ申の測量より是は四本京師
 の東邊に度十一分二秒北緯之十六度之十三分十
 秒より南緯之江戸の城より方位の六度十
 一分距離の東西二十口至二十九丁余又あるは路の
 屈曲あるを以て旅の里數の二十六里十九丁あり
 とす

一 同日月二日八幡市門の邊に戦卒と見ゆは法徳中山
 の陣より 官軍がく後堂は前有る大が薩州佐々木
 阿蘇筑前等の由人救市門より由るを出しよお成り

お浪徒中山の上より發炮の多しおあむきあく砲
撃おびをしくおすへ程まゝ 官軍西人殺百人
の茶飯之艘あくのり出し堀井橋ぎみをまぐこらせ
いとろ右に改むの故ぐくまとしものおひかみ
あくあ中又砲くこいよしあくあぐあく川原より脱
走ぐくよひやあくくうよ發炮の多しおあむきあく是
まゝ砲撃おまゝく中い 官軍ぐく怪我人ハ多ふと
やむよあけい

一 細川儀西人殺市川の子あくおあくわつゝ一隊りい
とろる豊田日己く切ごるお川くろくおあくくい中

右い何ゆへよいおあくとおふりやきけも後脱走方
戦卒の場所おい川とがづぎま又屯張の多しおやお知
まやきけの徳よりお招きへ大津焼失のよし

右い某儀の藩豊田日八くく過まぐあういおの
侍少のよし

○四月十五日日出と海よりの来状

一 支那より西藏國を通りぬる炭釜山をこへトルコと
普西亞の石またを印く

一 暹羅國の法相おのるよとらまゝ

一 支那國內當時平穏あくく政府は法國と条約を改定

し貿易まうらんよ始まひて

- 一 天津より蕪湖紫右の地より鉄道を修む火輪車を以て
て西小法蘭西の物産を運輸せんといふ
- 一 支那王政ことごとく西洋各國の法を學び英吉利の大
學師韋先生を以てて太子を保としよむ又國政を改
むるに地軍勢を以ててまづきまづき洋法を利せしむ

